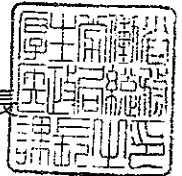


写

医政総発第0311001号  
平成20年3月11日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療機関用・介護用ベッドのサイドレール・手すりによる事故について  
(注意喚起)

医療安全の確保については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知）等を参考に貴管下医療施設等に対する指導方お願いしているところである。

さて、昨年5月14日から施行されている改正消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に基づき、介護ベッド用手すりに関する重大製品事故が、本年2月1日までに経済産業省に5件報告されている。これに関しては、別添「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）」（平成20年2月15日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課）が発出されているところである。

医療機関においても、同様の事故が相次いで2件発生したことが明らかとなった。これらは、医療機関用ベッド使用の際、死亡に至るといった医療機関用ベッドのサイドレールに係る重大製品事故に関する事例である。

については、医療機関における医療機関用・介護用ベッドの使用に際しては、製品の特性を理解し、同種の事例の発生を防止するための工夫を採るよう助言等を行うなど、貴管下医療機関等に対して周知徹底するとともに、同製品の使用に当たっての注意喚起についてよろしく願います。

